

日医発第 1208 号（健Ⅱ）（地域）  
令和 4 年 9 月 20 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

### 新型コロナウイルスワクチン追加接種（オミクロン株対応ワクチン接種） の体制整備に係る医療用物資の配布について

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛て標記の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。概要は下記の通りです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

#### 記

○初回（1・2回目）接種を完了した 12 歳以上の全ての住民に向けたオミクロン株対応ワクチン接種及び 5 歳～11 歳の小児の 3 回目接種で必要となる PPE（サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の配布が希望する都道府県及び市区町村に対して実施されること。

○都道府県が令和 4 年 9 月 30 日（金）までに管内市区町村の PPE の配布要望数や配布先情報等を集約し、厚生労働省へ報告すること。

○国からの配送について、令和 4 年 10 月中旬を目途に実施され、遅くとも同年 11 月上旬に完了することを想定して期限が設定されていること。

#### （参考）

- ・オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その 4）  
[（令和 4 年 9 月 20 日付日医発第 1189 号（健Ⅱ））](#)
- ・医療用物資の備蓄体制の強化について（令和 2 年 8 月 7 日付（健Ⅱ 244F）参照）

事務連絡  
令和4年9月15日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局  
医薬産業振興・医療情報企画課  
(マスク等物資対策班)  
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

新型コロナウイルスワクチン追加接種（オミクロン株対応ワクチン接種）の体制整備に係る医療用物資の配布について

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（オミクロン株対応ワクチン接種）については、「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その4）」（令和4年9月14日付け事務連絡）において、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が接種体制の準備を始めることとされています。

接種体制の確保には、必要な物品の確保も含まれますが、個人防護具（以下「PPE」という。）に関して、ワクチン接種の円滑な実施に向け、下記のとおり配布を行うこととしましたので、お知らせします。

各都道府県及び市町村におかれでは、新型コロナウイルスワクチンの追加接種体制を円滑に整備することができるよう、ご協力をお願ひいたします。

【問い合わせ先】

(個人防護具の配布について)

照会先：マスク等物資対策班 配布担当

TEL：03-3595-3454

(その他体制整備全般について)

照会先：予防接種担当参事官室

TEL：03-3595-3287

## 記

### 1. 配布する PPE について

- 筋肉注射のワクチン接種に当たっては、一般社団法人職業感染制御研究会のガイドライン<sup>1</sup>（以下「ガイドライン」という。）において、事務職員を含めた接種会場担当者はマスクの着用を、接種者及び薬液調整・充填等準備者は、手袋の装着が推奨されている。また、救急措置としてエアロゾル発生手技を行う可能性もあることから、N95 等マスク、アイプロテクション、長袖ガウン等を救急セットとして用意しておくことも推奨されている。
- 必要物品の確保については、基本的には、各都道府県及び市町村等において行うこととしているが、ワクチン接種を円滑に実施するため、今般、配布を希望する都道府県及び市町村に対して、ガイドラインの内容に基づき、必要な PPE（サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の配布を実施することとした。
- また、各都道府県及び市町村における接種体制の整備に当たっては、ガイドラインの別添で示されている内容も踏まえられたい。
- なお、今回 PPE については配布を行うが、その他の必要物品の確保に関しては、引き続き、各都道府県及び市町村等において進められたい。接種体制確保に必要な費用については、「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その4）」（令和4年9月14日付け事務連絡）において、必要な予算措置を行う予定としている。

### 2. PPE の配布スキームについて

#### (1) PPE の配布要望数、配布先等の登録について

- 初回接種を完了した12歳以上の全ての住民に向けたオミクロン株対応ワクチン接種の実施を想定して配布を行う。  
併せて、5歳～11歳の小児の3回目接種分のPPE配布も行う。

---

<sup>1</sup> 令和3年4月一般社団法人職業感染制御研究会「予防接種（筋肉注射）における個人護具の使い方（改訂版）」

（[http://jrgoicp.umin.ac.jp/ppewg/im/ppeguide\\_imvaccine\\_v1.pdf](http://jrgoicp.umin.ac.jp/ppewg/im/ppeguide_imvaccine_v1.pdf)）

- 今般の PPE 配布は別添の考え方に基づき配布数の上限を予め決定した上で、接種会場の確保を行う都道府県及び市町村に対して行う。追加の補填配布を行う予定はないことから、配布上限数では不足が見込まれる自治体においては、都道府県備蓄も活用しながら、物資の確保を行うこと。なお、その際に、今までの国からの配布物資を使用することも可能である。
- 都道府県は、オミクロン株対応ワクチン接種の実施に係る PPE や、このほか5歳～11歳の小児の3回目接種分のPPEも含めて、別紙の登録様式を用いて、管内市町村の物資の配布要望数や配布先情報等を集約し、厚生労働省マスク等物資対策班（[mask\\_ppe-ctr@mhlw.go.jp](mailto:mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp)）宛報告する。
- 別紙の登録様式には別添の考え方に基づき、厚生労働省において予め計算した各都道府県・各市町村の配布数が表示されるようになっている。この配布数は上限であるため、必要な数のみ報告いただいて差し支えないが、不要分を次回配布に繰り越しすることはできない。
- 配送先を複数指定することも可能としているため、国から接種会場への直送を希望する場合は、接種会場ごとの必要情報を記載すること。また、別紙に、物資ごとの保管スペースの目安も記載しているので、必要な保管スペースが確保可能な配送先を選定すること。
- 別紙の登録様式による配布要望数等の報告の締め切りは、以下のとおりとする。

別紙「オミクロン株対応ワクチン接種に係る配布希望シート」による報告  
期限：令和4年9月30日（金）  
※5歳～11歳の小児の3回目接種分のPPEも含めて、配布要望数等を報告する。下記(2)にあるように国からの配送を2回に分けて行うこととしているが、1回目の配送（令和4年10月中旬目途）における配布要望数等を報告することとする。
- PPE の国からの配送（1回目）については、下記(2)にあるように令和4年10月中旬を目途に実施することを想定しているが、同年10月上旬にPPEの受け取りを希望する場合は、別紙の登録様式による報告の締め切り（同年9月30日）の前に別途、個別に受け付けることとする。

## (2) 配送時期について

- 上記の PPE の配布スキームは、国からの配送に 20 日程度を要することを前提としており、国からの配送について、令和 4 年 10 月中旬を目途に実施し、遅くとも同年 11 月上旬に完了することを想定して期限を設定している。
- 都道府県及び市町村において PPE を一度に受け入れることが困難な場合も考慮し、国からの配送を 2 回に分けて行う。令和 4 年 10 月中旬を目途に実施する配送は、1 回目として行う。2 回目の配送については、令和 5 年 1 月以降の実施を予定しているが、2 回目の配送における配布要望数等の登録については、登録様式を含め詳細を追って連絡する。

ただし、PPE 配布量の上限は、別紙の登録様式に記載された配布上限数となるため、今回、別紙の登録様式を用いて配布上限数の全量を希望した場合には、令和 5 年 1 月以降の 2 回目の配送による受け取りを希望することはできない。また、今回、別紙の登録様式を用いて配布上限数の例えは半分を希望した場合には、令和 5 年 1 月以降の 2 回目の配送による受け取り可能な数量は残りの半分となる。

### 3. その他

- 4 回目接種対象者に係るオミクロン株対応ワクチンへの切り替えについては、4 回目接種分として配布した PPE 等を活用することができる。
- 都道府県倉庫・市町村倉庫への配送を希望する場合、国配布の PPE を接種会場で使用するに当たっては、都道府県・市町村職員が接種会場に赴く機会に併せて持ち込む等の対応をされたい。
- ただし、たとえば、人口が多い地域であって、接種会場が多数にのぼる場合などは、配送による物資配分が効率的な場合も想定される。国配布の PPE に係る自治体による配送等の費用については、令和 2 年 7 月 31 日付け事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」における取扱と同様、国の財政措置の対象となる。

別紙	オミクロン株対応ワクチン接種に係る配布希望シート
都道府県名	
担当者名	
担当者連絡先（TEL）	
担当者連絡先（E-mail）	

※各都道府県及び市町村（特別区含む。以下同じ。）は入力に当たって、上部の都道府県名欄から該当するものを選択してください。市町村名及び配布予定数が下部リストに自動表示されますので、手動入力部分に記入をお願いします。

※ サージカルマスクおよび非滅菌手袋の配布上限数は、「新型コロナウイルス感染症に関する接種の実施に関する手引き」に基づき、令和4年住民基本台帳年齢階級別人口等を参考に算出したものです。また、N95等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールドの配布上限数は、集団接種会場数1会場あたり100枚という前段で自動算出しております。各市町村における集団接種会場数をHに記入してください。

\*各町村におかれましては、1列～M列に表示される配布希望町名、C列～G列に表示される配布希望郵便番号の欄に、配達先の情報と配布記入を記入して下さい。配達先は複数指定いただけで構いません。本シートで都道府県名を選択いただくと別シート「配達先リスト」の市町村が選べるようになりますので、自らの町村名を選択して下さい。連携apisや都道府県備考活用等の場合は、配布記入に「□」と入力して下さい。

※各都道府県で団体接種会場を設置し各医療機関を要望する場合、別シート「配送先リスト」の都道府県配送先記入欄に配送先の情報と配布数を記入してください。セージカルマスクと非滅菌手袋については、配布上限数から配布要望数を引いた数量内で要望してください。配布上限数を超える要望は受け付けられません。また、N95等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールドの配布上限数は、団体接種会場数1会場あたり100枚としておりますので、各配送先の配布数の合計は各都道府県が設置する団体接種会場数×100枚以下となるよう記入してください。100枚以下の端数を記載した場合は端数を捨ててください。

※実際の配布は、別シート「配送先リスト」に記載いただいた配布数を基本としますが、箱の封入数等により多少増加の可能性があります。

※各配布物について  
【記述ルール】記載したたに記載した市町村を基準としており、複数の市町村に対するランダム発送が可能かはわかりません。

各名物の保鑑符。この日付は、高さ約2メートルを越す、しばざなぎの前髪の下、次のとおりです参考にしてください。

※各物販の保管スペースの目安は、高さ約2Mまでを横積み上ける寺の前提の下、次のとおりです(参考にしてください)。

サージカルマスク：1坪辺り約10万枚 非滅菌手袋：1坪辺り約6.5万枚 N95等マスク：1坪辺り約6,500枚 アイソレーションガウン：1坪辺り約6,500枚 フェイスシールト：1坪辺り約1万枚

※配送先には、自治体の倉庫、接種会場のいずれを選ぶことも可能です。

都道府県認可欄	入力済市町村数		サージカルマスク	非滅菌手袋	N95等マスク	アリレーションガウン	フェイスシールド
	配布上限数	配布希望数	配布上限数	配布希望数	配布希望数	配布希望数	配布希望数
	0枚	0枚	0枚	0枚	0枚	0枚	0枚
	0	市町村					

①担当者連絡先TELの入力セル数がカウントされます。また、市区町村リストの行に過不足があった場合は備考にその旨を記載した上で、黄色で該当セルを塗りつぶしてください。

オミクロン株対応ワクチン接種に係る配布希望シート	
都道府県名	
担当者名	
担当者連絡先（TEL）	
担当者連絡先（E-mail）	

市町村配送先

- 今般のPPE配布においては、各市町村ごとに以下の考え方で算出した配布量の目安を基に、配送ロットや予備等を踏まえて最終的な配布量を決定している。

### 接種対象者の前提

初回接種を完了した全ての者（小児含む）	令和4年住民基本台帳年齢階級別人口の5歳以上の者の合計
---------------------	-----------------------------

### 物資ごとの使用前提等

サーナカルマスク	<p><b>接種対象者÷20回×7人（枚）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会場担当者（接種チーム（予診、接種、薬液充填・接種補助）計3名、経過観察者1名、事務職員3名で1ライン）の装着を想定。</li> <li>1日1ライン20回接種を前提として算出。</li> </ul>
非滅菌手袋	<p><b>接種対象者 + 接種対象者÷20回（双）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接種者の装着（被接種者ごとの交換）、薬液充填・接種補助者の装着、予診・緊急対応の必要時の装着を想定。</li> <li>薬液充填・接種補助者装着分は、サーナカルマスクの会場担当者に含まれるため、同様の考え方。</li> <li>予診・緊急対応の必要時装着分は、接種者装着分の予備で賄う。</li> </ul>
N95等マスク	<p><b>集団接種会場数×100枚を総量とする</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集団接種会場における緊急時使用備蓄を想定。</li> <li>集団接種会場は、1箇所各物資100枚で算出。</li> </ul>
アイソレーションガウン	※サーナカルマスクと非滅菌手袋に比べて配布数が少ないとから、市区町村には今後の必要分をまとめて配布
フェイスシールド	